昭和村特定事業主行動計画の実施状況及び昭和村における女性の活躍状況の公表（令和8年7月）

昭和村では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づき「昭和村特定事業主行動計画」を策定・実施しています。今般、女性活躍推進法第19条第6項に基づき、行動計画の実施状況を以下のとおりまとめましたので公表いたします。

あわせて、女性活躍推進法第21条の規程に基づき、昭和村における女性の活躍状況を公表します。

《職業生活における機会の提供に関する実績》

(1)採用した職員に占める女性職員の割合

項目	目標		R7年度	R6年度	R5年度	R4年度	R3年度
	数値	年度					
女性職員の採用割合	40.0%以上	R7年度	50.0%	50.0%	33.3%	40.0%	100.0%
一般事務	－	－	50.0%	50.0%	50.0%	0.0%	
保健師	－	－			0.0%	100.0%	
管理栄養士	－	－					
保育士	－	－		50.0%			100.0%
技術職	－	－					

(2)採用試験の受験者の総数に占める女性の割合

項目	R7年度	R6年度	R5年度	R4年度	R3年度
女性職員の採用割合	50.0%	50.0%	50.0%	41.7%	100.0%
一般事務	33.3%	40.0%	57.1%	33.3%	
保健師			33.3%	66.7%	
管理栄養士					
保育士		66.7%			100.0%
技術職					

(3)職員に占める女性職員の割合

項目	R7年度	R6年度	R5年度	R4年度	R3年度
女性職員の割合	40.2%	38.7%	37.6%	37.8%	37.1%

(4)中途採用の男女別実績

項目	R7年度	R6年度	R5年度	R4年度	R3年度
男性	－	－	－	－	－
女性	－	－	－	－	－

(5)管理職に占める女性職員の割合・各役職段階に占める女性職員の割合

項目	R7年度	R6年度	R5年度	R4年度	R3年度
管理職の割合	31.0%	33.3%	39.4%	37.8%	26.7%
課長・局長・参事	28.6%	33.3%	42.1%	40.0%	0.0%
課長補佐	37.5%	33.3%	35.7%	35.7%	47.1%
係長・主査	20.0%	25.0%	0.0%	16.7%	55.6%

(6)機会の提供に資する制度の概要

●セクシュアル・ハラスメント等対策の整備状況

昭和村職員のハラスメントの防止等に関する規則により、職員間のセクシュアル・ハラスメントの防止を図る。

《職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績》

(1)離職率（令和7年度）

項目	離職率	離職者の年代別割合							
		20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59
男性	1.8%			11.1%					
女性	2.7%								20.0%

(2)男女の平均勤続勤務年数の差異

項目	R7年度	R6年度	R5年度	R4年度	R3年度
男性	18.7年	18.2年	19.4年	20.4年	20年
女性	14.4年	14.6年	15.2年	14.5年	16.6年

(3)男女別の育児休業取得率及び取得期間

項目	R7年度	R6年度	R5年度	R4年度	R3年度
男性（取得割合）	75.0%	66.7%	0.0%	0.0%	0.0%
（取得期間）	1年未満	1年未満	－	－	－
女性（取得割合）	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
（取得期間）	－	1年以上1年半未満	1年	1年以上1年半未満	1年未満

(4)男性職員の配偶者出産休暇（2日）及び育児参加のための休暇（5日）取得率並びに合計取得日数の分布状況

項目	R7年度	R6年度	R5年度	R4年度	R3年度
合計取得率	100.0%	100.0%	0.0%	80.0%	100.0%
5日以上取得率	75.0%	50.0%	0.0%	20.0%	0.0%

(4)超過勤務の状況

i）一人あたり一月の平均超過勤務時間

項　　目	R7年度	R6年度	R5年度	R4年度	R3年度
全職員（管理職を除く）	7.7時間	9.0時間	8.4時間	6.5時間	4.1時間

ii）上限を超えて勤務した職員

項　　目	R7年度	R6年度	R5年度	R4年度	R3年度
全職員（管理職を除く）	8人	5人	4人	4人	3人

(5)年次有給休暇の取得日数の状況

i)平均取得日数および平均取得率

項　　目	R7年度	R6年度	R5年度	R4年度	R3年度
平均取得率	28.3%	28.6%	26.6%	28.9%	29.8%
平均取得日数	11.3日	11.4日	10.6日	11.5日	11.9日

ii)平均日数が5日未満の職員

項目	R7年度	R6年度	R5年度	R4年度	R3年度
人数	16人	12人	16人	7人	4人
割合	18.8%	13.6%	18.6%	8.2%	4.6%

(6)職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に対する制度の概要

・年５日の有給休暇を確実に取得するため、定例課長会議において定期的に周知を図る。